

議案第307号

大阪市エリアマネジメント活動促進条例の一部を改正する条例案

大阪市エリアマネジメント活動促進条例（平成26年大阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第72条の5」を「第76条」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に、「第73条第1項」を「第118条第1項」に改め、同条第3項中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改める。

第9条第1項第4号中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

都市再生特別措置法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市エリアマネジメント活動促進条例 (抄)

(地区運営計画の認定)

第2条 認定都市利便増進協定(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「法」という。) 第72条の5に規定する認定都市利便増進協定をいう。以下同じ。)に基づき、当該認定都 第76条

市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設(法第46条第13項に規定する都市利便増進施設をいう。以下同じ。)の一体的な整備又は管理を行おうとする 都市再生整備推進法人(法第 都市再生推進法人 第

73条 第1項の規定により指定された 都市再生整備推進法人をいう。以下同じ。)は、その行お 118条 都市再生推進法人

うとする都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する計画(以下「地区運営計画」という。)を作成し、市規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その地区運営計画の認定の申請をすることができる。ただし、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行う区域における地区計画(都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項第1号の地区計画をいう。以下同じ。)において、エリアマネジメント活動により適切に都市施設の整備又は管理を行うこととする旨が、当該区域の整備、開発及び保全に関する方針として定められている場合に限る。

2 省 略

3 整備等実施期間は、5年を超えないものとする。ただし、第1項の認定を受けた都市再生整 都市再生推
備推進法人(以下「エリアマネジメント団体」という。)が、当該認定を受けた地区運営計画 進法人

(次条第1項の規定による変更があったときは、当該変更後のもの。以下「認定地区運営計画」という。)に係る整備等実施期間の終了後に、同一の認定都市利便増進協定に基づき、継続して都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行おうとする場合にあっては、整備等実施期間は、7年を超えないものとする。

4 - 5 省 略

(地区運営計画の認定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、認定地区運営計画の認定を取り消すことができる。

(1)-(3) 省 略

(4) エリアマネジメント団体が都市再生整備推進法人の指定を取り消されたとき
都市再生推進法人

(5)-(7) 省 略

2 省 略